

さ情審査答申第152号  
平成30年1月4日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成29年4月10日付けで貴職から受けた、「平成27年度における市全体の3,000円の教材費の徴収額及び支出明細（シニアユニバーシティ事業）」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年1月31日付け保福高第2984号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、情報の開示を求めるものである。

高齢者大学事業はシニアユニバーシティとして、在校生数も公表され徴収教材費も公示されている。この判明している数字が開示できない、また、どのように利用されたか不明は納得できない。

徴収時に利用した「封筒」、預金通帳、領収書、レシート等原本だけでも開示して欲しい。

また、不開示決定通知書にさいたま市情報公開条例における該当条項が示せないにもかかわらず不開示としたことは不当である。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) さいたま市シニアユニバーシティは、さいたま市の高齢者大学事業業務として運営されているものです。受講者総人数が把握されていれば簡単に徴収総額は算出されます。また教材費を管理している者は、現金残高か預金通帳にて常時入出金は把握できるものです。さいたま市シニアユニバーシティは十数年間運営され、毎回印刷物などの教材も配布し教材費利用運営を行ってきました。この実態を開示してください。
- (2) 不開示決定書には「さいたま市情報公開条例第 条第 号に該当」と根拠になるべきものが示せないにも関わらず、不開示にしたのは不当です。
- (3) 委託事項を誠実に実行したか否かは、事実関係＝帳票・証票等の記録で検証されるべきものであって、開示しない理由欄にあるような「委託先事業者において徴収されており、その徴収額及び支出明細についての情報を実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。」は、正しく徴収が行われたか、適切に管理運営されているのか確認できないから不開示とは、市民を納得させる理由にはなりません。
- (4) 委託者はさいたま市であり、受託者はさいたま市シニアユニバーシティ事務局です。記録も作らない受託者と委託者が、どうして「徴収されており」と主張できるのですか？税法上5年間資料保存を義務付けられているはずですが、早急に徴収時に利用した「封筒」、預金通帳、領収書、レシート等原本だけでも開示してください。
- (5) 業務委託に徴収のみ仕様書で指示し、徴収した金銭の活用・管理を求めないのは受託者への不当な金銭贈与行為で許されるものではありません。さいたま市の税金が公明、公正、適正に執行されるためにも、委託事項の完全適正な実施を求めるものです。
- (6) 教材費は、会計上は受講者からの預かり金です。高齢者大学事業としての税金と、受講者からの教材費として実費徴収されている「預り金」は別々に管理されるべきものです。預り金の管理・運用した状態を報告してください。
- (7) 受託者は、毎年、約300万円もの教材費を正しく徴収＝集金しているのか？毎年、毎回、適正に教材費は利用され、管理されているのだろうか？受託者は封筒で徴収したと主張しているが、この封筒はどこに存在し、金銭管理はこの封筒からつかみ金的に支出するため帳票は作らないのだろうか？
- (8) 以前に実施された郊外学習（＝バス旅行）の精算報告・返金が2年目の29年1月に行われることは異常です。委託者＝さいたま市は、高齢者大学事業が適正に運営されることに責任を待たなければなりません。受講者の不安心配を払拭するだけの説明ができなければなりません。管理監督が

できないなら、委託事業は止めて下さい。

このような具体例こそが、審査請求の理由です。

- (9) 教材費は意味不明に使用すべき「教材費等」ではなく、仕様書にある通り教材費であって、受講者が実費負担すべき実費先払い代金＝「預け金」です。集金（＝徴収）、管理、物品購入、そして支払いを受託しているさいたま市シニアユニバーシティ事務局は、一時的な取扱者であり、善良な管理者の義務を果たすべきです。「教材の作成、印刷等に係る実費」として取り扱うべき金銭です。決して受託事業者への受託報奨金ともいうべき報告無用の使途不明金ではありません。
- (10) 教材費は、受講者とさいたま市民全体に公開されるべき金銭です。そして会計報告がされ、余剰金があれば受講者に返金するか、受講者総意の元、さいたま市へ浄財として寄付されるべきと信じ審査請求をいたします。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 平成29年1月17日付けで行政情報開示請求のあった「平成27年度における市全体の3,000円の教材費の徴収額及び支出明細（シニアユニバーシティ事業）」に対し、当該行政情報については、当該事業に係る委託先事業者（以下「事業者」という。）において徴収されており、その徴収額及び支出明細についての情報を実施機関では作成及び取得していないことから、存在しないことを理由として不開示決定とした。
- 2 「早急に徴収時に利用した「封筒」、預金通帳、領収書、レシート等原本だけでも開示してください」との主張について

審査請求人は、高齢者大学事業業務において事業者が徴収した教材費に係る封筒、預金通帳、レシート等について開示するよう主張しているが、当該行政情報は実施機関で作成及び取得していないため、不開示としたものである。

なお、審査請求人の求める行政情報について、不開示決定後ではあったが、平成29年2月10日付けで実施機関より事業者宛に書面を送付し、平成27年度さいたま市高齢者大学事業に係る決算書類の提供を求めた。これに対し事業者からは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第29条の規定により所轄庁に報告しており、同法第30条の規定により、所轄庁が公開している情報を参照してもらいたい旨、平成29年2月23日付けで回答があった。

事業者のホームページに掲載されている「平成27年度活動計算書」並びに東京都に提出されたと説明が付されている「平成27年度事業報告書」を確認したところ、審査請求人の求める「平成27年度における市全体の3,000円の教材費の徴収額及び支出明細（シニアユニバーシティ事業）」に関する情報はなかった。このことは、審査請求人にも説明し、再度、本件行政情報は実施機関において不存在であることを伝えた。

- 3 「不開示決定書に根拠となるべきものが示せないにも関わらず、不開示にしたのは不当」との主張について

審査請求人は、当該不開示決定通知書においてさいたま市情報公開条例における該当条項が示せないにもかかわらず不開示としたことを不当と主張しているが、行政情報の不存在による不開示決定については、同条例において規定がないことから、当該箇所については条項について空白とするよう、「情報開示決定（決裁）チェックシート」に示されているものである。

- 4 「個人情報保護を守らず事業者にアリバイ工作させた」との主張について

この主張は、当該行政情報不開示決定に係る行政情報開示請求と同日に審査請求人からなされた個人情報開示請求に対し、平成29年1月31日付け保福高第2982号により開示決定し、平成29年2月6日に開示した「平成28年10月3日付け保福高第1586号「さいたま市シニアユニバーシティ運営に関するご質問」への回答について」に対しての言及であると考えられる。

当該個人情報開示決定は、審査請求人から平成28年8月26日付けで送付された質問に対する回答の作成に関する決裁文書を開示したものであり、決裁文書には回答文案のほか、審査請求人からの質問書面及び事業者から提供を受けた書類が添付されており、添付書類に貼られていた附箋も合わせて開示した。

審査請求人からの、個人情報保護が守られていないとの指摘が、具体的にどの事務処理に対してなされているのか定かでないが、仮に当該個人情報開示決定により開示した文書において、審査請求人の個人情報がマスキングされていなかったことに対してであるならば、本人に関する情報については不開示とする必要がないため、審査請求人の指摘は当たらない。

また、当該個人情報開示決定により開示した文書の中に、審査請求人からの質問書面と、当課が事業者から回答のために提供を受けた書類の一部が入っていたと審査請求人が考えたのであるならば、審査請求人からの質問書面は当課に到達したものであり、事業者から提供を受けたものではな

いので、審査請求人の指摘は当たらない。

あるいは、審査請求人の個人情報を付して、当該質問があったことを事業者に伝えたと審査請求人が考えているのであれば、当該書類の提供を事業者に求めた際、審査請求人の個人情報を明かすことなく提供を受けており、審査請求人の指摘は当たらない。

なお、審査請求人からは、本件行政情報開示請求及び前述の個人情報開示請求を受ける前に、前述の平成28年8月26日付け質問及び平成28年10月11日付け「さいたま市シニアユニバーシティ運営について（再質問）」との書面を受け取っている。

平成28年10月11日付けの書面に対する回答においては、事業者からの説明がなければ審査請求人の求める回答が困難であったことから、審査請求人に事業者立会いの下での面会を申し入れ、審査請求人が同意した。この時点において、事業者は審査請求人が本件に至る質問を行っていることを把握することとなったところであるが、審査請求人が同意していることから、個人情報保護の点で問題はないものと考えている。

なお、審査請求人からの「アリバイ工作させた」との指摘について、何をもって主張されているのか、当方では判断しかねるものであり、そのような事実はない。

- 5 なお、本件審査請求書を受理した後、審査請求人より関連する行政情報の開示請求があり、特定した情報を開示するとともに説明を行ったところ、文書不存在の場合、行政情報不開示決定通知書の「開示しない理由」欄にある該当条項は空欄となることについて理解を得た。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

さいたま市シニアユニバーシティは、60歳以上の市民を対象とした事業で、生涯学習の一環として実施されている1年単位のプログラムである。

本件開示請求は、平成27年度シニアユニバーシティ事業において、教材費として受講者1人あたり3,000円が徴収された事実につき、徴収総額と、それらの支出の明細に関する文書の開示を求めたものである。

この請求に対して、実施機関は、教材費3,000円は当該事業を委託している事業者によって徴収されており、その徴収額及び支出明細についての情報を実施機関では作成及び取得していないため文書は存在しないとして、条例第11条第2項の規定により不開示を決定し、様式第4号「行政情報不開示決定通知書（開示しない理由欄の条例上の根拠規定が未記載のまま空欄になっているもの）」をもって請求人に通知した。

審査請求人は、業務を委託したさいたま市は、事業が適正に運営されることに責任を持たなければならない。委託事項を誠実に実行したか検証すべきであって、そのための帳票類を不存在とするのは、教材費が正しく徴収されたか、適切に管理運営されているかを実施機関として確認できないから不開示であるというに等しく、とうてい市民を納得させるものではないなどと主張して、教材費の収支を明らかにする情報（封筒、預金通帳、領収書、レシート原本等）の開示を求める本件審査請求をした。

## 2 本件処分の当否について

### (1) 教材費について

さいたま市シニアユニバーシティ事業は、「さいたま市高齢者大学事業実施要綱（以下「要綱」という。）」に基づき開設・運営されており、要綱第8条によれば市長はこの事業の一部を委託して実施することができる」とされている。

平成27年度シニアユニバーシティ事業は要綱に基づき、委託者であるさいたま市と受託者との間で契約金額1,226万5,560円（消費税含む金額）で契約が締結され、業務委託されたものである。

同業務委託契約は、要綱及び「さいたま市業務委託契約基準約款（以下「約款」という。）」並びに約款第1条の設計図書のひとつである仕様書に従い履行されるべきものとされている。

そして、要綱第6条によれば、大学及び大学院の授業料は無料であるが、教材、課外活動及びクラブ活動に要する費用、傷害保険料等の経費は受講者が負担するものとされている。

### (2) 教材費の徴収について

実施機関によれば、3,000円はあくまでも教材費の実費負担分であり、さいたま市の歳入として扱うものではなく、事業者と受講者間で受渡しが行われたものであると説明している。

実施機関のいう地方公共団体の歳入とは、地方公共団体が各種の支払の財源とすべきものとして、徴収と収納の手続を経て収入した現金（または現金に代えて納付される証券）をいい、教材費はそのような手続によって収入されるものとは異なることから、地方公共団体の歳入にはあたらない。また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2には、地方公共団体が、私人に歳入の徴収又は収納を委託できる内容が定められており、その中にあてはまらない当該金銭は市の歳入ではなく、事業者が実費分として受講者から受取るものであるという実施機関の説明は理解できる。

ところで、契約書に添付されている仕様書には「4 委託事項」欄

の、「(1)高齢者大学運営業務に関すること」とする括りの中にア～ケの委託事項が記載されており、その「キ」に、「実施要綱第6条に定める教材費用として、受講者から3,000円を徴収すること」と記載されている。

確かに「徴収」という文言には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく歳入の徴収行為を想起させるところはあるが、この仕様書の記載の趣旨は、実施機関が事業者に対し、教材費として3,000円を上限として集金し、その集金した教材費を管理し、教材作成や印刷等に係る実費に充てることのできる権限を付与したものと理解すべきものである。よって、本答申においては、以下、「集金」と表記する。

また、審査請求人からは、審査請求人が受講する岩槻校での集金作業は受講者が担った（封筒を利用）との陳述があった。

### (3) 集金に関する文書等の存否について

#### (ア) 集金に関する文書の存否について

実施機関は、教材費は事業者において集金され、その額及び支出明細についての情報を実施機関が事業者から取得した事実はないし、本件集金に関する文書を作成した事実もないと説明している。

そして事業者と本件業務委託契約が締結された時点（平成27年3月30日）において、業務委託契約書及び約款、仕様書等からは、集金された教材費用の収支に関する文書を作成して実施機関に提出することを事業者が義務づける規定は確認できなかった。そうすると、実施機関は、本件教材費の集金に関する文書を事業者から取得しておらず、また、本件の集金及び管理・支出行為に直接従事していない実施機関が集金及び管理・支出行為に関する文書を作成しなかったと推測されるところである。

したがって、実施機関の説明に不自然な点はなく、その存在を窺わせる具体的な事情も存在しないので、本件対象情報は不存在であると認めるのが相当である。

#### (イ) 「封筒」、預金通帳、領収書、レシート等原本の存否について

実施機関は、教材費の集金に要した「封筒」、預金通帳、領収書、レシート等原本につき、これらの行政情報を実施機関で作成及び取得していないと説明している。

教材費の集金について、要綱第6条及び仕様書4(1)キは集金方法を規定していないことから、実施機関が「封筒」による集金を指示したとは考えにくく、「封筒」は事業者が独自に用意して集金に供したものと考えられる。また、審査請求人のいう預金通帳とは事業者が集金

した教材費を預託した事業者の取引金融機関の預金口座通帳であり、領収書及びレシートは教材費から支出した際に事業者が支払先から交付を受けた受領を証する文書を意味するものと考えられる。

そうすると、これら「封筒」、預金通帳、領収書、レシートの各原本はいずれも実施機関が作成したものではなく、事業者が所有し保管する物であることは明らかである。

そして、これらの各原本が実施機関に保有されていると推測できる具体的な事情は存在せず、各原本を保有していないとの実施機関の説明にも不自然な点はない。したがって実施機関はこれら各原本を保有していないと認めるのが相当である。

(ウ) しかしながら、約款第5条は「委託者は、必要と認めるときは、受託者に対し業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる」と規定しており、同規定に基づき、実施機関が事業者に対し教材費の集金及び保管・支出に関する報告を求める余地はあったものと思料されるところである。

付言すれば、平成29年度事業運営に適用される仕様書のなかには、「(教材作成費を)集金する場合は、その金額と明細を委託者へ報告するとともに、学生に受領証等を発行すること。」と記載され、適正性の確保に配慮がなされた。

3 なお、審査請求人のその他の主張は本件処分の当否に直接関係するものでなく、また、上記審査会の判断に影響を及ぼすものではないため言及しない。

4 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求に理由がないので前記第1のとおり答申するものである

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 4月11日	諮問の受理（諮問第456号）
②	同 年 6月15日	審議
③	同 年 7月20日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	同 年10月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年12月21日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授

委員	石川和子	弁護士 平成29年10月21日退任
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	塚田小百合	弁護士 平成29年10月22日就任
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)